

太子町男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会づくりのための総合的な施策計画の策定及び変更その他の男女共同参画推進に関する重要事項について意見を聴取するため、太子町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員8名以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者とし、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 1名
- (2) 関係団体等の代表者 7名以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 懇話会の会議は、委員の過半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 会長は、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。